

① 物価高騰による負担を緩和

定額減税のお知らせ



個人住民税の定額減税を実施します

賃金上昇が物価高に追い付いていない国民の負担を緩和するため、一時的な措置として、令和6年度個人住民税において定額減税を実施します。

◆対象者

令和5年分の合計所得金額が1,805万円以下で、令和6年度個人住民税所得割が課税されている人
※個人住民税が非課税または均等割のみ課税されている人は、対象外です。

◆実施時期および方法

定額減税の実施時期および方法は、個人住民税の納付方法で異なります。詳しくは、市ホームページを確認してください。
所得税の定額減税については、国税庁ホームページを確認してください。

◆定額減税額の算出方法

本人、配偶者を含む扶養家族1人につき1万円を減額します。
※扶養家族のうち、国外に住所を有する人を除きます。
※同一生計配偶者のうち、前年の合計所得金額が1,000万円超である納税者の配偶者については、令和7年度個人住民税において1万円を減額します。



国税庁ホームページ



市ホームページ

問市民税課 IP050-5801-5604 FAX0748-24-5577

定額減税しきれないと見込まれる人に給付金(調整給付金)を支給します



令和6年分の所得税および令和6年度個人住民税で、定額減税しきれないと見込まれる人には、調整給付金を支給します。

◆対象者

定額減税の対象となる人で、定額減税可能額(本来減税されるべき金額)が「令和6年分推計所得税額(※)」または「令和6年度個人住民税額」を上回る人
※令和6年度の住民税課税情報を基に算出した所得税額

◆実施時期および方法

調整給付金の対象者には、7月中に確認書を送付します。詳しくは、市ホームページを確認してください。



市ホームページ

新たに住民税非課税世帯等に該当する世帯に給付金を支給します

令和6年度に、新たに住民税非課税世帯または均等割のみの課税世帯になり、定額減税の対象にならない世帯に10万円を支給します。

また、当該世帯に18歳以下の子どもがいる場合は、1人につき5万円を上乗せして支給します。
対象となる世帯には、7月中に確認書を送付します。

詐欺電話に注意してください!

本給付金の給付のために市が、現金自動預払機(ATM)の操作や手数料の振り込みを依頼したり、キャッシュカードの暗証番号を聞いたりすることはありません。不審な電話がかかってきたときは、最寄りの警察署に連絡してください。



問福祉政策課給付金室 IP050-5801-0945 FAX0748-24-5693

① 木地師の文化に触れよう

参加無料
申込不要

木地師文化フォーラム 2024

●日時 7月15日(祝)13:00~15:00

●場所 木地師やまの子の家
(蛭谷町342-2)

●講演

「ろくろ技術の拡大と近代産業の発展」
木村裕樹さん(立命館大学 准教授)
明治時代以降の近代産業にも寄与したと言われる木地師の知恵と技術について

●展示

・ろくろや木地製品
・蛭谷町に保存されていた写真や木地師のふるさとに係るパネル



問企画課

IP050-5801-5610 FAX0748-24-1457

① 音楽を感じて心に癒しを

アミューズ・クインテットコンサート



●日時 7月14日(日)

開場 13:30/開演 14:00

●場所 あかね文化ホール

●定員 500人(未就学児童の入場は不可)

●チケット 一般2,000円 高校生以下1,000円(全席指定)
※当日券は、各500円増(前売りで完売の場合、当日券の販売はありません。)

※公益財団法人三井住友海上文化財団の助成により、特別料金となっています。

●チケット販売場所

・あかね文化ホール・八日市文化芸術会館オンラインチケットサービス

・ローソンチケット(Lコード:53331)

・あかね文化ホール(9:00~17:00/火曜日・祝日の翌日は休館)

問問あかね文化ホール

IP050-5801-0207 FAX0748-55-3898



オンラインチケットサービス

定住移住のための住まいを応援

問問住宅課

IP050-5801-5652 FAX0748-24-5578

住宅取得に関する補助金のお知らせ

令和6年4月1日以降に新築住宅または中古住宅を取得した場合、取得費の一部を補助します。(現金または市が発行する地域商品券)
※①~③それぞれに補助対象要件があります。詳しくは、住宅課まで問い合わせてください。

① 市民子育て住宅取得事業

上限20万円

(補助率5分の1/地域商品券)

◆対象・条件

※令和6年1月1日時点で市内に住居登録があり、引き続き市内に居住している40歳未満の人
※中学生以下の子どもと同居する人

② Uターン者住宅取得事業

上限20万円

(補助率5分の1/地域商品券)

◆対象・条件

※令和6年1月1日時点で市外に住居登録がある人
※過去に市内に居住していた人または父母もしくは祖父母が市内に住居している人(義父母・義祖父母も可)

③ 市民結婚新生活支援事業

29歳以下

上限60万円

30~39歳

上限30万円

※夫婦のいずれか年齢の高い方による(補助率10分の10/現金)

◆対象・条件

※交付申請時に夫婦のいずれかが市内に住居登録があること。
※令和6年1月1日以降に婚姻届が受理され、婚姻日時点の年齢が夫婦ともに39歳以下であること。
※世帯所得が500万円未満であること。

熱中症を予防しよう

eオアシスを開設します

熱中症予防のため、冷房の効いた公共施設の一部をeオアシス（一時休憩所）として開放します。

時 9月30日(月)まで(各施設の業務時間内)
詳しくは、市ホームページを確認してください。



市ホームページ

問健康推進課
IP050-5801-5646 FAX0748-24-1052

被保険者証のお知らせ

新しい被保険者証を7月中旬に郵送します

8月1日から新しくなる「後期高齢者医療被保険者証」(うぐいす色)を7月中旬に簡易書留郵便で送付します。



被保険者証廃止後の取り扱いについて

法改正により、令和6年12月2日(月)から被保険者証が廃止され、新規発行や再発行が終了します。マイナ保険証(被保険者証利用登録をしたマイナンバーカード)や有

効な被保険者証のいずれもお持ちでない人には、被保険者証と同様に使用できる「資格確認書」を交付します。

なお、被保険者証廃止後も、保険者証に記載の有効期限までは使用できます。(ただし、住所や負担割合などの資格情報に変更があった場合は被保険者証が無効となります。なお、マイナ保険証をお持ちでない人には「資格確認書」を交付します。)

「限度額認定証」を更新します

医療機関で入院時や高額な外来診療を受けるときに限度額認定証を提示すると、支払い額の上限は限度額までとなり、入院時の食事代が減額されます。対象は、令和6年度個人住民税が世帯全員非課税または、一定所得以下の人です。現在、認定証をお持ちで、8月以降も該当する人には、新しい被保険者証と併せて郵送します。(手続不要)

対象となる人で限度額適用・標準負担額減額認定証がない人は、申請してください。マイナ保険証をお持ちの人は、限度額認定証が不要になります。
申問保険年金課
IP050・5801・5631
FAX0748・24・5576

後期高齢者医療制度のお知らせ

後期高齢者医療保険料決定通知書を7月中旬に郵送します

令和6年度の保険料は、令和5年中の所得に基づいて計算されています。「特別徴収」の欄に金額が記載されている場合は、その金額が公的年金から引き去りされます。「普通徴収」の欄に金額が記載されている場合は、納付書または口座振替による納付となります。

申問保険料課
IP050・5801・5632
FAX0748・24・5576

将来への橋渡し 国民年金

保険料の納付が困難な場合は、免除・猶予制度があります

国民年金保険料の納付は、国民の義務ですが、経済的な理由などで納付が困難な場合には、納付を「免除」または「猶予」される制度があります。※所得など一定の要件があり、申請して承認を受ける必要があります。令和6年7月分から令和7年6月分までの免除・猶予申請は、本年7月から手続ができます。

なお、免除・猶予・学生納付特例は、申請日から2年1ヵ月前までさかのぼって手続ができます。

■納付免除
本人や配偶者、世帯主の前年所得が一定基準以下の場合、保険料の全額または一部が免除されます。なお、一部免除(4分の1免除、半額免除、4分の3免除)された人は、免除後の保険料の納付がなければ未納と同じ扱いになります。

■納付猶予
50歳未満の人で、本人・配偶者の前年所得が一定基準以下の場合、納付が猶予されます。

■学生納付特例
本人の前年所得が一定基準以下の学生は、納付が猶予されます。猶予の継続を希望する場合は、毎年4月以降に必ず申請してください。※インターネットを利用した電子申請ができるようになりました。電子申請した場合は、申請結果もスマートフォンなどで確認することができます。詳しくは、日本年金機構ホームページを確認してください。



日本年金機構ホームページ

申問保険年金課
IP050・5801・5631
FAX0748・24・5576
または各支所

湖国の感動 未来へつなぐ
わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 2025 Vol.10
第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

第3回総会

5月22日、市実行委員会の第3回総会を開催しました。昨年度の鹿児島国体視察報告、今年度の事業計画や予算などについて審議されました。

オープニングの演奏
オープニングには、東近江市吹奏楽団の総合アドバイザーであるオーボエ奏者の岡山理恵さんとヴァイオリン奏者の川端直子さんによる演奏をしていただきました。

カウントダウンボードや東近江市PR動画をお披露目しました。

問わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 東近江市実行委員会 (国スポ・障スポ総務課内)
IP050-5801-5690 FAX0748-24-5667
メール: kokusupo-somu@city.higashiomi.lg.jp

協賛・ボランティア募集中!
詳しくは、国スポ・障スポ特設サイトを確認ください。

森と人をつなぐコラム
森里川湖をめぐるストーリー

鈴鹿の森から始まり、森里川湖を通じて人と自然がつながっていることを感じていただくコラムです。

現代のように電気や水道、交通などのインフラが整う前の時代には、人々は身の回りには自然の恵みを最大限に利用して生活していました。

鈴鹿の森をはじめとした山間部の集落では、畑で栽培した野菜、自生するキノコや山菜、川魚、獣肉などを食材として用います。山の中で手に入れることができる資源の種類には限りがありますが、米は平地の集落から入手したり、海や湖の魚などは行商人などから購入したりと、他地域との交流を行うことで豊かな暮らしが営まれていました。

かつての暮らしぶりをうかがい知ることができるとして、君ヶ畑町の大皇器地神社で行われる「御供盛り」と呼ばれる正月の神事をご紹介します。正装して無言のまま神饌(供え物)を形づくるといふ厳粛な儀式で、円錐形に盛りつけた蒸米、古式の手順に沿って切り分けたフナズシやスルメなど

問森の文化博物館整備室
IP050・5802・9951
FAX0748・24・1457